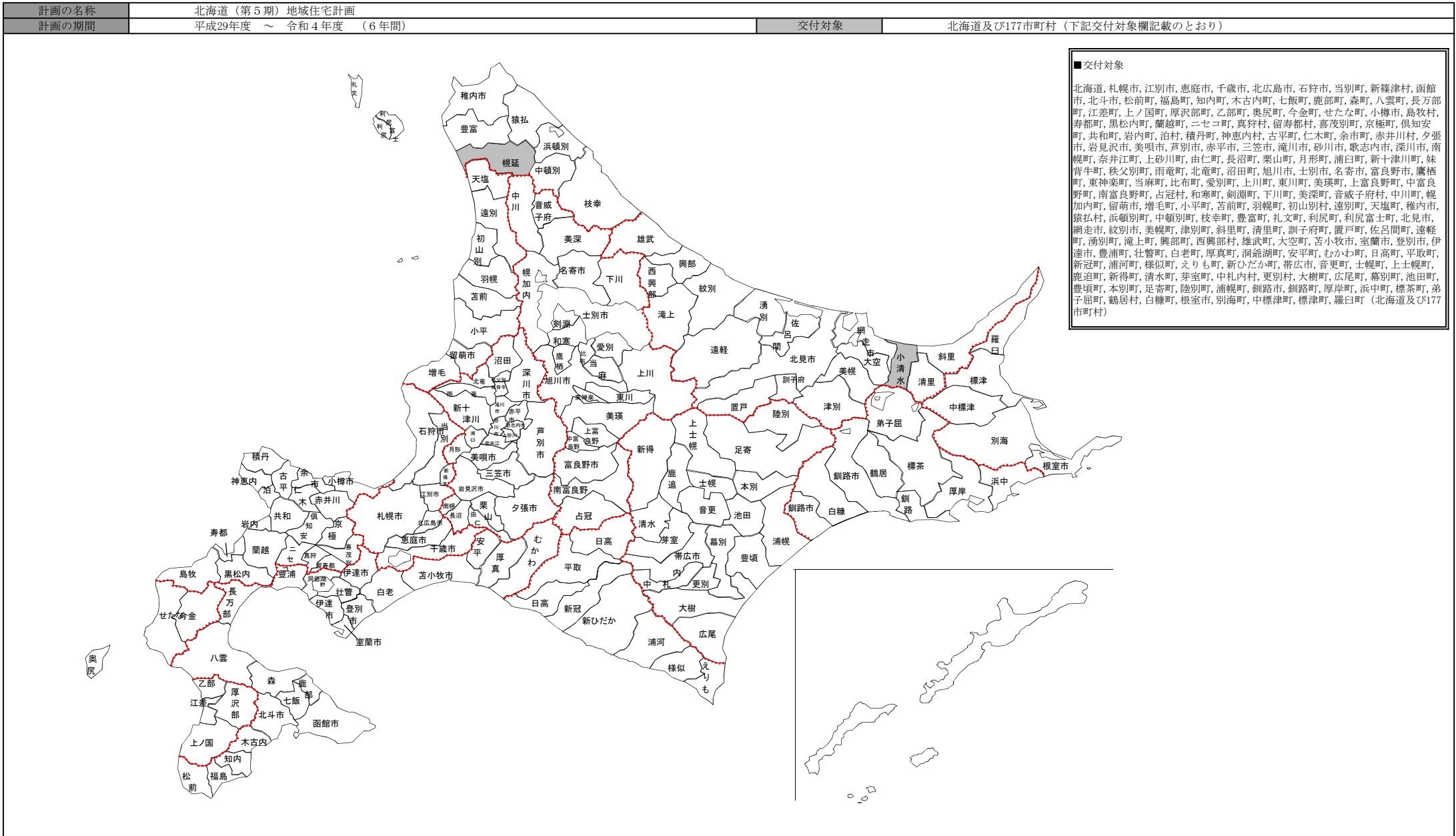


(参考様式3) 参考図面 社会資本総合整備計画



法第6条第6項の規定に基づく公営住宅建替事業に関する事項

※法第6条第6項に規定する公営住宅建替事業に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第12条に規定する施行要件の特例の対象となる。

法第6条第7項の規定に基づく配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項

※法第6条第7項に規定する配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第13条に規定する特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例の対象となる。（ただし、一定の要件を満たすことが必要）

その他公的賃貸住宅等の管理等に関する事項

「法」とは、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」をいう。

空き家再生等推進事業に関する事項

(1) 不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害しているため、不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の計画的な除却を推進すべき区域
北海道全域

(2) 不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害しているため、空き家住宅又は空き建築物の計画的な活用を推進すべき区域
北海道全域

地域優良賃貸住宅の整備に関する事項

(1) 整備を促進すべき地域

事業主体の区分	整備を促進すべき地域
民間供給	倶知安町全域、帯広市全域、網走市全域
公社供給	京極町全域、島牧村全域、黒松内町全域、泊村全域、奈井江町全域、浦臼町全域、妹背牛町全域、雨竜町全域、歌志内市全域、沼田町全域、秩父別町全域、北竜町全域、東神楽町全域、愛別町全域、東川町全域、下川町全域、猿払村全域、清里町全域、津別町全域、豊浦町全域、壮瞥町全域、厚真町全域、安平町全域、むかわ町全域、中札内村全域、豊頃町全域、釧路市全域、釧路町全域、鶴居村全域

(2) 特別な事情のため地域優良賃貸住宅に入居させることが適当と認められる世帯

事業主体の区分	特別な事情のため入居させることが適当と認められる世帯
民間供給	(帯広市) 同居の親族のうち小学校就学前の児童がいる者又は入居者若しくは同居の配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者も含む。以下同じ。）が妊娠している者で、世帯の所得が15万8千円以下である者 配偶者を得て5年以内の者であって、入居者及び同居の配偶者の満年齢の合計が60歳以下で子のない者で、世帯の所得が15万8千円以下である者 60歳以上の単身者若しくは片方が60歳以上である夫婦等である高齢者世帯で、世帯の所得が月額15万8千円以下である者
公社供給	(奈井江町、浦臼町、妹背牛町、雨竜町、東神楽町、愛別町、東川町、下川町、清里町、津別町、壮瞥町、厚真町、むかわ町、中札内村、釧路市、鶴居村) 公営住宅の収入超過世帯（現在未入居の世帯も含む） (島牧村、秩父別町、北竜町、豊頃町、陸別町、沼田町) 公営住宅の収入超過者（現在未入居の世帯も含む） (猿払村) 40歳以下の単身世帯（現在未入居の世帯も含む） (津別町) 50歳未満の単身世帯（現在未入居の世帯も含む） (豊浦町) 65歳以上の単身世帯（現在未入居の世帯も含む） (島牧村、遠軽町、豊頃町、鶴居村) 単身世帯（現在未入居の世帯も含む） (釧路市) 公営住宅の収入超過者で単身世帯（現在未入居の世帯も含む）

(3) その他

都市再生機構が定めた供給計画に基づく子育て、新婚世帯向けの住宅を供給する。

民間住宅等を活用した住宅セーフティネットに関する事項

(1) 課題

住宅確保要配慮者の居住の安定の確保

(2) 目標を達成するために必要な事業等の概要

住情報提供・相談体制整備、既存住宅の活用、まちなか居住の推進、空家の住宅確保要配慮者専用賃貸住宅への有効活用等の推進、民間賃貸住宅の活用等により住宅確保要配

(3) 民間賃貸住宅を活用して住宅セーフティネットを強化すべき地域

北海道全域